

災 害 情 報

平成16年9月30日 20:00 現在

四国地方整備局災害対策本部

問合せ先 四国地方整備局企画部

企画調査官 黒川 純一良

TEL087-851-8061 (内線6060)

台風21号の影響による被害状況 (第7報)

【主な内容】

情報提供

- ・松山河川国道事務所において9月30日20:00に
発信しました「国道11号新居浜市船木の災害による
通行止めの仮復旧時期について (第2報)」を情報提供
します。

国道11号新居浜市船木の災害による 通行止めの仮復旧時期について (第2報)

・国道11号新居浜市船木地先で、災害による土砂崩壊による通行止めの仮復旧のため、現在、仮設防護柵等を設置しておりますが、片側交互通行による仮復旧時期は、明日の午後となる見込みです。

・片側交互通行区間延長 約200m1箇所、約100m1箇所

・現在(30日午後8時)、本区間の迂回路はありません。

・通行止めによる前後の渋滞が著しいためしばらくの間ご利用をお控えいただきます
ようご理解ご協力をお願いします。

平成16年9月30日 午後8時00分
国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所

問い合わせ

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

TEL (089)972-0034 FAX (089)972-8117

事業対策官 ほらだ やすし 原田 康 (内線208)

道路管理第二課長 たまた ともかず 多田 智和 (内線441)